

# 妊婦のための支援給付について

令和7年4月1日から、妊娠期から産後期までの妊婦の経済的負担等を軽減することを目的に、「妊婦のための支援給付」制度が始まります。

※従前の「出産・子育て応援給付金」が法制度化したものです。

## ◆給付金の対象者

箕面市に住民登録がある妊婦のかた

・1回目の支給には、医療機関での胎児心拍確認後に「妊婦給付認定」の申請が必要です。

・2回目の支給には、「胎児（子ども）の数の届出」が必要です。

※他市から転入されたかたで、転入前に支給を完了されていない方は、改めて箕面市での「妊婦給付認定」の申請が必要です。

## ◆給付金の支給額

原則2回に分けて支給します。

・1回目（妊婦給付認定申請後）：5万円

・2回目（胎児（子ども）の数の届出後）：胎児（子ども）の数×5万円

※1回目、2回目ともに胎児心拍確認後の流産・死産等も対象になります。

※妊婦本人以外への支給はできません（ただし、相続の場合を除きます）。

## ◆給付金の申請方法

・1回目：妊娠届出時の面談で申請方法をご案内します。

・2回目：「こんにちは赤ちゃん訪問」の面談時または助産師等の訪問時に申請方法をご案内します。

## ◆申請に必要な書類

|        | 必要書類                                           | 備考                                                            |
|--------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1回目給付金 | (1) 箕面市妊婦給付認定申請書                               | 妊娠届出時に窓口でお渡しします。                                              |
|        | (2) マイナンバーが分かる書類（マイナンバーカード裏面・マイナンバーの記載がある住民票等） | 郵送で申請する場合は、写しを申請書に添付してください。<br><br>(2)のみ、箕面市で妊娠届を提出したかたは不要です。 |
|        | (3) 妊婦本人の公的身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードの表面等）          |                                                               |
|        | (4) 妊婦名義の振込先口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカード等）           |                                                               |
| 2回目給付金 | (1) 胎児（子ども）の数の届出書                              | こんにちは赤ちゃん訪問又は助産師等の訪問時にお渡しします。                                 |
|        | (2) 出産したかたの公的身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードの表面等）の写し     | 郵送で申請する場合は、写しを申請書に添付してください。                                   |
|        | (3) 出産したかた名義の振込先口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカード等）の写し    |                                                               |

### ◆申請期限

- ・1回目…妊娠中（胎児心拍を確認した日から2年を経過すると申請できません。）
- ・2回目…原則、生後4か月頃まで（原則出産予定日の8週間前の日から2年を経過すると申請できません。）

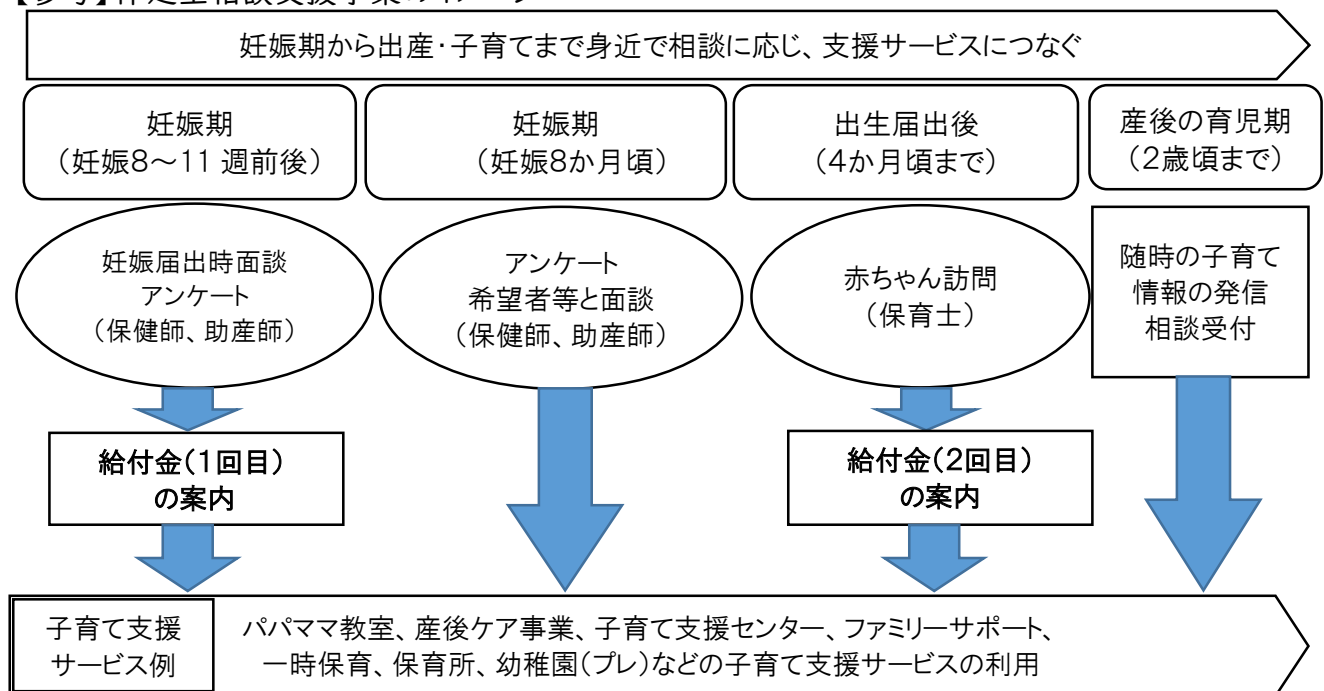
### ◆申請から給付の流れ

- ・申請後、書類を審査し、給付を決定した場合は通知書を送付します。その後、申請者の指定口座に給付金を振り込みます。
- ・要件に該当しないなど給付できない場合は、却下通知書を送付します。

### ◆その他

- ・申請書の記載不備や口座番号の記載誤り等で振込が出来なかった場合、確認の連絡をいたします。
- ・転入前の給付実績を、転入元の他市町村へ確認する場合があります。
- ・二重支給や不正な手段をもって給付を受けた場合等には、当該給付を返還していただきます。
- ・箕面市から転出される場合、認定は自動で取消となります。（届出は必要ありません。）「胎児（子ども）の数の届け出」がまだの場合、転出先の市町村で改めて妊婦給付認定を申請する必要があります。
- ・その他、ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

### 【参考】伴走型相談支援事業のイメージ



#### <問合せ・申請先>

子ども未来創造局 子どもすこやか室

住所:箕面市西小路4-6-1 市役所別館2階(22番窓口)

TEL:072-724-6768

FAX:072-721-9907